

地方入国管理局に提出した書類で代用可能な書類一覧表 ※6

	旧1号又は旧2号技能実習期間中に技能実習計画認定申請を行った場合等、継続して技能実習が行われていると認められる場合、又は、2号技能実習の期間内に3号技能実習に係る計画認定申請を行い、2号技能実習の終了後に1月以上の一旦帰国をした上で速やかに3号技能実習を開始する場合【継続型】	旧2号技能実習後、一旦、本国に帰国し、本邦において修得等した技能等を要する業務に従事した後、改めて新規入国として3号技能実習を行う場合等【非継続型】
入国後講習実施予定表 (省令様式第1号第3面)	新1号の場合：代用可※1 新2号・新3号の場合：不要	不要
技能実習生の履歴書 (参考様式第1-3号)	代用可	提出
技能実習計画の認定に関する取次送出機関の誓約書 (参考様式第1-10号)	提出	提出
技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書 (参考様式第1-19号)	提出※2	提出※2
技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書 (参考様式第1-21号)	不要※3	提出
技能実習生の推薦状 (参考様式第1-23号)	代用可	提出
同種業務従事経験等証明書(団体監理型技能実習) (参考様式第1-27号)	代用可※4	代用可※4
外国の所属機関による証明書 (団体監理型技能実習)(参考様式第1-28号)	代用可	提出※5 (2号修了帰国後の所属機関によるもの)

(凡例)

提出：新たに作成し、提出が必要

不要：提出不要

代用可：入国管理局に提出した様式の写しで可

※1 実施した講習内容について、実施済みであることが分かるように適宜表示

※2 「1 入国後講習中の待遇」に関しては記載不要

※3 送出機関が変更したり、一時帰国時(旧2号→新3号)に新たに費用が発生する場合は必要

※4 入管に同様の書類を提出している場合は代用可であるが、当該書類がない場合は、新たに作成し提出が必要

※5 2号修了後、やむを得ず就労実績がない場合は理由書等の提出が必要

※6 代用書類が新制度に適合していない場合などには、追加書類の提出を求めることがある。